

# 佐賀災害支援プラットフォーム 規約

## 第一章 総則

### (名称)

第一条 委員会は、佐賀災害支援プラットフォーム（以下、「SPF」という。）と称する。

### (事務所所在地)

第二条 SPF の事務所は、佐賀県佐賀市高木町 3-10 におく。

### (目的)

第三条 SPF の目的は、以下のとおりである

- 一 災害時の人・もの・金の集積場所として、行政や企業、一般の方々の窓口となり、情報の一本化をし、被災地（県内外）へのスムーズな支援を行うことを目的とする

### (事業)

第四条 SPF は上記の目的を達成するために、以下の事業を行う。

#### 1. 災害時の活動

「ひと」「もの」「金」「情報」などの資源循環の支援を現地と調整しながら可能な限り行う。

- 一 緊急支援：物資・ボランティア派遣など
- 二 復興支援：募金・物資・ボランティア派遣、佐賀での活動など
- 三 自立支援：基金・団体サポートなど
- 四 「佐賀災害支援プラットフォーム」に参加する個人、団体、企業の活動達成のサポート
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

#### 2. 平時の活動

- 一 定期的な勉強会
- 二 佐賀県内の東西での拠点づくり
- 三 大学、企業、団体とのネットワークづくり

### (活動方針)

第五条 SPF の活動は、以下の方針に則って活動する。

- 一 SPF は、賛同する個人、団体、企業の個々の活動をより効果的・適切に行えるよう相互の連携・連絡を図る。
- 二 現地で活動している団体、行政関係を中心に後方支援を行う。
- 三 繋がりのある現地の団体への後方支援を行う。

## 第二章 組織

### (会員)

第六条 SPF は第3条の目的に賛同する団体・個人をもって組織する。

- 2 登録しようとする団体は、別に定める同意書により、委員長に申し込むものとする。

### (会員の資格喪失)

第七条 会員の脱会を希望する団体・個人は、別に定める脱会書を委員長に提出する

(会議の種類)

第八条 SPF に次の会議を置く。

一 執行部会

(役員の種類)

第九条 SPF に次の役員を置く。

一 委員長 1人

二 副委員長 3名以下

三 執行部員 5人以上20人以下

四 会計 1名

五 監事 2名

(執行部会)

第十条 執行部員は、会員から執行部会で選出する。

2 執行部員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 執行部会は委員長が招集する。

4 執行部会は以下の決定を行う。

一 議案の決定

二 予算、活動計画の決定・変更

三 その他会の運営に必要な事項

5 執行部会の定足数は執行部員総数の過半数とし、委任による出席も、執行部会への出席として認める。なお、委任状はメールでも構わない。

6 執行部会の議長は委員長がこれに当たる。

7 執行部会の決議は、出席した執行部員の過半数をもって決する。

8 委員長の承認を得て、執行部会のメーリングリスト上での決定を執行部会の決議とすることができる。

(委員長)

第十一条 委員長は執行部会で選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その業務を総理する。

3 委員長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(副委員長)

第十二条 副委員長は、執行部員の互選とする。

2 副委員長は、執行部会の業務を統括し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副委員長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(監事)

第十三条 監事は、執行部会で選出する。

2 監事の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3 監事は、以下の業務を行う。

一 本会の業務執行及び会計執行の状況を監査すること。

- 二 本会の財産の状況を監査すること。
- 三 監査の結果を執行部会に報告すること。
- 4 監事は、執行部会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 監事は、執行部員または委員会の事務局職員を兼ねることができない。

### 第三章 会計・事業年度

(事業年度)

第十四条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(収入・会計等)

第十五条 本会の収入は、原則として寄付、補助、委託等で賄う。

2 本会の事業計画及び収支予算は、委員会執行部会で作成・了承するものとする。決議された内容は、執行部会（メーリングリストを含む）に報告されなければならない。

なお、事業計画等の基本となる活動方針は、執行部会の承認を得なければならない。

3 事業報告および決算報告は、執行部会で承認を得なければならない。

### 第四章 雑則

(残余財産の帰属先)

第十六条 本会が解散の際に有する残余財産は、執行部会の決議を経て選任された団体に譲渡することとする。

(事務局)

第十七条 本会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局を統括するために事務局長その他の職員を置く。事務局長は委員長が任命する。

3 事務局は認定 NPO 法人地球市民の会が担当する。

(設立)

第十八条 本会の設立日を平成 30 年 9 月 1 日とする。

(名称変更)

第十九条 本会は、平成 30 年 8 月 22 日の執行部会において佐賀から元気を送ろうキャンペーンから佐賀災害支援プラットフォームへと名称変更する。

(実施規則)

第二十条 この規約の運営に必要な規則は、執行部会の議決を経て、別に定める。

### 附則

一 この規約は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

記載内容が事実と相違ない

佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子 1470

佐賀災害支援プラットフォーム 委員長 岩永清邦